

平成29年度 事業計画書

総合サポートセンター ラン

1、基本理念

ノーマライゼーション及びリハビリテーションの理念に基づき、「完全参加と平等」の目標に向けて利用者の基本的人権を最大限尊重し、利用者の意向を踏まえて、多様なニーズに適切に対応する福祉サービスを提供することを旨とし、本事業所の基本理念を以下の通り定める。

(1) 自立支援

利用者が、ライフステージのあらゆる段階において、障害の程度にかかわらず、自立した生活をめざし、社会（経済）活動へ積極的に参画できるように支援する。

(2) 主体性の尊重

利用者が、一人の生活者として、自らの生活を自らの意志で選択・決定し、築けるよう、可能な限り本人の意志を尊重し、自己決定ができるように支援する。

(3) 生活の質（Q、O、L）の向上

物質的に豊かな生活をめざすだけでなく、利用者の人格と個性を尊重し、人間らしく生きてゆく内面的充実感を豊かにすることを含めて、利用者のより良い生活を重要視した支援を行なう。

2、基本方針

(1) 生活介護、地域活動支援センター、居宅介護等

利用者が地域及び居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて入浴、排泄又は食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言並びに外出時における移動の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。

(2) 共同生活援助

利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況ならびにその置かれている環境及び共同生活住居において、相談その他の日常生活上の援助、入浴、排泄及び食事等の介護を適切かつ効果的に行うものとする。

3、支援計画

(1) 生活介護（定員20名）、地域活動支援センター（定員15名）

- ①健康管理：血圧測定、検温、問診等
- ②講座活動：クラフト、エアロビクス、お茶作法、アートフラワー、リトミック
- ③創作活動：紙すき、ふたクラフト、空き箱クラフト、エッグアート、貼り絵
- ④余暇活動：カラオケ、DVD鑑賞、レクリエーション、散歩

- ⑤個人活動：利用者各自が主体的に取り組む活動及び取り組める環境を保証する。
- ⑥訓 練：社会適応訓練、調理、買い物
- ⑦選択サービス：給食、入浴、送迎
- ⑧対象地域：鹿屋市、垂水市、大崎町、東串良町、肝付町（旧内之浦町を除く）、
錦江町（旧田代町を除く）
- ⑨対 象 者：知的障害者
生活介護～18歳以上で区分3（50歳以上は区分2）以上の方
地域活動～18歳以上で療育手帳をお持ちの方
- ⑩実 施 日：月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後4時まで（祝日も開設）
盆（8月14日・15日）、年末年始（12月30日～1月3日）は休園日
- ⑪利 用 料：介護給付費及び地域生活支援事業給付費（市町村が定める負担額）
実費分（食材料費、光熱費、創作活動等に係る材料費）

（2）○居宅介護

- ①身体介護：入浴介護、清拭、洗髪、食事介護、衣服の着脱の介助、その他
- ②家事援助：調理、洗濯、掃除、買い物、その他
- ③生活に関する相談、助言
- ④上記に掲げる便宜に附帯する便宜
- ⑤対 象 者：障害児、知的障害者、身体障害者

○重度訪問介護

- ①入浴、排泄及び食事等の介護並びに外出時における移動中の介護並びに介護等に関する
相談及び助言その他の生活全般にわたる援助。
- ②対象者：身体障害者、知的障害者

○行動援護

- ①予防的対応、制御的対応、身体介護的対応
- ②生活に関する相談、助言
- ③上記に掲げる便宜に附帯する便宜
- ④対 象 者：障害児、知的障害者

○移動支援事業

- ①屋外での移動に困難がある障害者（児）についての社会生活上必要不可欠な外出や、余
暇活動等社会参加のための外出の際の移動を支援する。
 - ・身体介護を伴う場合
 - ・身体介護を伴わない場合
- ②対 象 者：障害児、知的障害者、身体障害者

○その他

- ①対象地域：鹿屋市、垂水市、東串良町、大崎町、肝付町（旧内之浦町を除く）
- ②利 用 料：介護給付費及び地域生活支援事業給付費（市町村が定める負担額）
特定費用分（実費分）
- ③実 施 日：12月28日から1月3日の期間（7日間）を除く毎日
サービス提供時間は午前6時から午後10時まで

(3) 共同生活援助（定員17名：りん7名、れん10名）

- ①入居者に対して食事の提供（休日は近隣店へ食事の買い物）や健康面及び金銭の管理、余暇活動（近隣の散歩）等、日常生活に必要な助言及び援助、介護等を行う。
- ②緊急時の対応、職場等における問題への対応及び財産管理等、利用者に対し上記（3）①に掲げるもの以外の必要な援助を行う。
- ③利用者の生活状況、食事の内容、通院等に関する記録を行う。
- ④利用者負担金を徴収し、これを適正に処理すると共にこれに関する諸記録を整理する。
- ⑤利用料：訓練等給付費（市町村が定める負担額）
（必要経費：家賃、食材料費、光熱水費、通院、買い物等）

4、障害者虐待防止法・権利擁護の推進及び個人情報保護の適正な取り扱い

本法人の基本理念である人間尊重・権利擁護・自立支援・幸福追求を自己の職業倫理の原点として認識し、倫理綱領及び職員基本行動基準並びに個人情報保護規程の遵守はもとより、施設内虐待の未然防止をめざして設けた、「利用者の人権擁護推進マニュアルー虐待の防止と虐待発生時の対応ー」を適切に理解し、その予防への意識を深めると同時に、利用者一人一人の人権を重く受け止め、全職員が利用者への虐待、体罰、いじめ、差別などの人権侵害行為を決して行わないことを心から誓い署名し、人権侵害ゼロの実現を目指し、支援を展開する。

また、利用者の人権擁護を積極的に推進し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に沿い、障害をもつ人の権利を守り、安心して生活するために、障害をもつ人に対する虐待の通報窓口を設置し、予防防止啓発、関係機関との連携を行うため、相談・苦情の適切な解決を図るため必要な事項を定めた、「社会福祉法人愛光会人権擁護推進における虐待防止及び相談・苦情等解決規程」により、円満な解決を図る。この規程の中に、法人と立場を異にし法人から独立した外部有識者5名で構成する第三者委員会を設ける。

利用者の個人情報保護については、別途整備された「個人情報保護規程及び情報公開規程」により、個人情報に係る安全管理措置の概要、職員教育計画、利用者本人等からの開示等の手続き、第三者提供の取り扱い、苦情等問題発生時の対応等について具体的に定められており、これを適正に遵守する体制を効果的に構築する。

5、行事計画

(1) 年間行事

実施月	行 事
4月	定例総会 施設親善球技大会 大隅地区支部会 ヘルパー研修 社会適応訓練（生介・地活）
5月	愛光会理事会・評議員会 愛光会監事監査 法人内合同行事わくわく大会 社会福祉施設経営者セミナー 社会福祉施設等新任職員研修会 生活サポート協会評議員会 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 社会適応訓練（生介・地活） ヘルパー研修 永野田町奉仕作業
6月	愛光会保護者並びに役職員合同研修会 第三者委員との合同会議 現場職員体験交流研修 全国知的障害関係施設長等研修会 社会福祉施設等監督・中堅職員研修 知的障害児者関係施設新任職員研修会 大隅地区施設職員保健体育研修会 職員健康診断
7月	全国GH等九州地区大会 九州地区知的障害関係施設職員研修大会 社会福祉施設経営実務セミナー 法人制度改革対応経営者セミナー 社会福祉法人会計研修 新任職員向け研修 救急救命講習 白水町奉仕作業 永野田町奉仕作業 講座参観（エアロビクス）
8月	人権擁護研修会 差別解消法研修 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 講座参観（お茶作法）
9月	愛光会内部経理監査 第三者委員立入実態調査 育成会広報活動 社会福祉施設経営者セミナー 安全運転管理者講習 強度行動障害支援者養成研修 相談支援従事者初任者研修 鹿女短交流会 自主防災訓練（生介・地活・りん・れん） GH特定健康診査 白水町奉仕作業 職員・利用者（りん・れん）検便 一日遠足（生介・地活）
10月	九州地区知的障害関係施設長研究大会 社会福祉法人会計研修 職場内研修担当者研修 相談支援従事者初任者研修 なかよしスポーツ大会 強度行動障害支援者養成研修 社会適応訓練（生介・地活） ヘルパー研修
11月	第三者委員と監督職員・人権擁護推進担当者合同研修 現場職員体験交流研修 社会福祉法人経営者大会 知的障害児者職員研修大会 社会保険実務研修 強度行動障害支援者養成研修 年末調整説明会 GH特定健康診査 インフルエンザ予防接種
12月	愛光会理事会・評議員会 愛光会保護者並びに役職員合同研修会 県知福祉協会施設長等研修会 退職共済実務研修会 相談支援従事者現任研修 強度行動障害支援者養成研修 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 永野田町奉仕作業 ヘルパー研修 講座参観（リトミック）
1月	障害者虐待防止・権利擁護研修 職員・利用者（りん・れん）検便 GH外出
2月	愛光会理事会・評議員会 社会福祉法人経営者大会 社会福祉法人会計研修 GH事業所研修会 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 社会保険事務担当者研修
3月	愛光会理事会・評議員会 県知福祉協会各種別分科会 ヘルパー研修 肝属地区手をつなぐ育成会連絡協議会 自主防災訓練（生介・地活・りん・れん）

(2) 月例行事

◇職員会議 ◇支援スタッフ会議 ◇ヘルパー会議 ◇サービス担当者会議

6、運営管理

事業運営管理を万全に遂行するため、下記の諸点に留意し円滑な施設運営を図る。

(1) 会計事務処理

会計事務に当たっては、社会福祉法人新会計基準に則り処理する。経理、予算、出納、財務、資産及び負債管理、決算手続等については、経理規程等に則り正規の簿記の原則に従い、3つの要件①網羅性（取引が漏れなく記録されること。）、②立証性（取引を立証する証拠資料に基づいて記録されること。）、③秩序性（会計記録が継続的・組織的に行われること。）を守り適正な会計経理事務を行い、支払資金の収支状況、財政状態及び経営成績を適正に把握できるよう正確な会計処理を行う。また、全ての収入及び支出については、事業計画書に基づき予算を勘定科目毎に編成し、予算に基づき事業活動を行い、年度途中で予算に変更を加える必要がある場合には、補正予算書を作成して理事会の承認を得た後実施する。収入の主たる財源としては、障害福祉サービス等事業収入であるが、施設整備等により長期の資金を借り入れる場合には、その理由及び返済計画に関する文書を作成し、理事会の承認を得てから適切に実施する。なお、経営状態の透明性を図るためホームページ等で最新の経営状況を公開し、開かれた施設運営に努める。

(2) 情報公開

社会福祉法第59条の情報公開については、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書などを作成し、監事の意見を記載した書面を事務所に備えて置き、当法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれを閲覧に供する。また、愛光会だより及びホームページ等でも公開する。

また、当事業所が保有する個人情報の取り扱いについては、当法人個人情報保護規程及び個人情報保護に関する法令等を遵守し適正に取り扱う。

(3) 障害福祉サービス費の請求手続き

障害者総合支援法の障害福祉サービス費等については、全国共通の支払いシステムによるインタフェース仕様書に規定する事項に従って、請求にかかる情報を作成して、鹿児島県国民健康保険団体連合会に対し、インターネットを經由して請求する。

(4) 職員健康管理

職員は毎年1回、定期的に健康診断を実施する。また、労働安全衛生法第66条の10に基づくストレスチェックを年に1回の定期健康診断時に実施すると共に、看護師をメンタルヘルスの担当者として、職員のメンタルヘルス対策に万全を期す。

(5) 職員研修

職員の援助技術の高揚、充実をはかる為、職員会や支援スタッフ会、ケース会議等の職場内研修の場において、支援計画や実践報告・評価等の話し合いを行う。また、各種研修会に

も積極的に参加し、職員研修の機会を多く持ち、正しい判断力と優れた想像力を持ち、責任感の強い職員になるよう専門技術の習得に努め資質向上をめざす。特に利用者の人権を守るために、職員の人権意識を高め、人権尊重の態度が自然体として実践できるよう人権研修等の充実を図る。

(6) 防災対策等

事故や災害等に対する利用者及び職員の認識を深めるために、応急処置講習や避難・救出等の訓練に関する具体的な計画を策定し定期的実施し、事故等の未然防止に努めるとともに施設設備の保全に万全を期す。また、夜間等における火災発生時の未然防止対策、職員等の防災教育及び火災・地震等発生時の安全かつ迅速な避難、誘導體制を充実する等の総合的な防災対策に努める。また、併せて消防機関等との連携協力体制の確保を図る。

(7) 給食

個々の嗜好に合った給食（きざみ食等）を提供する他、食器、盛りつけを工夫し、楽しく、和やかな雰囲気の中で食事が出来るように配慮する。

(8) 保健衛生・医療

協力医療機関等と連携し、利用者の障害や健康に配慮した支援を提供する。

(9) 地域社会への貢献

各事業所が所在する地域と積極的に交流すると共に、地域社会からの信頼を得られるよう、地域の一員としての役割を果たす。また、当事業所が持つ設備や専門性の活用と、必要な人材についても必要とする場所等に派遣し地域貢献を積極的に実施する。

(10) ホームページ

情報公開を目的にホームページを開設し、事業所のサービス内容等を紹介する。尚、当法人の個人情報保護規程に反する事項は除く。

(11) マイナンバーの取り扱い

平成27年10月より施行された行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー制度）による利用者の個人番号については、社会福祉法人愛光会利用者の個人番号（マイナンバー）預かり取扱い事務規程等に基づき、適正に処理する。また、職員分についても当法人就業規則等関係規程や関係機関からの通知及び法令等に添い、情報漏えい等正当な理由なく業務で取扱う個人ファイル等を部外者へ提供する等、不正がないよう慎重に取扱う。

7. 今後の方向性

(1) 居宅介護等事業

○訪問介護事業の指定（現在利用中の方が65歳になった時に、サービスを継続して利用する事で今の生活を維持出来る事を目指す）。

○新規相談への対応（午前2名の新規相談）

(2) 生活介護・地域活動支援センター

- 65歳に達する利用者さんへの対応。(早い段階で保護者、相談支援事業所、役場等と連携を図っていく)。
- 運転手の高齢化。(運転手への負担を軽減かつ急な体調悪化でも職員で対応出来るような送迎表を編成し直す。また急な退職等も考えられるため新規の候補等も考慮しておく)。
- 利用回数を増やす。(平日の利用日数が支給量より少ない月は土曜日に行事、社会適応訓練、講座参観等を実施する、センターも同様)。

(3) 共同生活援助

- りん～国の施策に照らし合わせ、個々の意思を尊重しながら地域移行、地域生活を進める。
～就労先の検討と60歳に達する方の就労形態、生活環境の見直しを行う。
- れん～消防用設備等の基準改正に伴い、自動火災報知設備(火災通報装置含む)を設置する。
～余暇時間を充実させるために、外出の機会を増やすと共に地域との交流も図る。
～65歳に達する方の介護保険要介護認定・要支援認定申請の手続きを進める。

(4) ラン全体

- 訪問介護事業の開始(平成29年10月)。
- 住宅型有料老人ホーム+小規模多機能居宅介護事業の開始(平成30年度以降)。